

三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表

現行	改正案														
<p>第1条 省略 (位置)</p> <p>第2条 創造の里の位置は、次のとおりとする。 三田市四ツ辻字西野々<u>1425 番地 2</u></p> <p>(施設及び事業)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、ふれあい館に<u>集会室及び和室</u>を置く。</p> <p>3 省略</p> <p>第3条の2～第15条 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 ふれあい館</p> <table border="1" data-bbox="192 754 1079 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額(30分につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第一和室</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>第二和室</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本市以外の市民又は団体が使用するときは、使用料の5割に相当する額を加算する。</p> <p>2 入場料を徴収するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。</p> <p>3 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	区分	使用料の額(30分につき)	集会室	300円	第一和室	50円	第二和室	50円	<p>第1条 省略 (位置)</p> <p>第2条 創造の里の位置は、次のとおりとする。 三田市四ツ辻字西野々<u>1129 番地 1</u></p> <p>(施設及び事業)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育センターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、ふれあい館に<u>大会議室及び小会議室</u>を置く。</p> <p>3 省略</p> <p>第3条の2～第15条 省略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 ふれあい館</p> <table border="1" data-bbox="1162 754 2049 863"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料の額(30分につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本市以外の市民又は団体が使用するときは、使用料の5割に相当する額を加算する。</p> <p>2 入場料を徴収するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。</p> <p>3 <u>隣接する展示コーナーを含めて大会議室を使用するときは、使用料の額に30分につき100円を加算する。</u></p> <p>4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	区分	使用料の額(30分につき)	大会議室	400円	小会議室	100円
区分	使用料の額(30分につき)														
集会室	300円														
第一和室	50円														
第二和室	50円														
区分	使用料の額(30分につき)														
大会議室	400円														
小会議室	100円														